



平成30年 6月 4日

米沢市議会議長殿

請 願 書

意見書提出方

種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

紹介議員

高橋 壽



相田 克平

小久保 広信

請願者

住所 南陽市漆山 1068

氏名 置賜農民連

会長 小林茂樹

連絡先電話 0238 - 47 - 7338



住所 米沢市笹野町 2595

氏名 米沢市農民連

会長 加藤孝一

連絡先電話 0238 - 47 - 7338



種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

〔請願趣旨〕

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

主要農作物種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた試験場等のとりくみが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。

食糧自給率のさらなる低下が不安視されるなか、農家の生産意欲と品質向上への努力に大きな役割を担う「種子」の安定確保は、今後ますます重要になります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

〔請願項目〕

1. 試験場等のとりくみが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
1. 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。